

財 関 第 8 0 3 号
平成 19 年 6 月 15 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 20 号)の施行等に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

1. 税関様式 C 第 5644 号から税関様式 C 第 5654 号までを削る。
2. 税関様式 C 第 5746 号から税関様式 C 第 5756 号までを削る。
3. 税関様式 C 第 5844 号から税関様式 C 第 5854 号までを削る。
4. 税関様式 C 第 5946 号から税関様式 C 第 5956 号までを削る。